

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により奈良市から意見を聴きましたので、次のとおり公告し、その意見を縦覧に供します。

令和二年三月三日

奈良県知事 荒井正吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 （仮称）大宮通りコンベンション施設等

所在地 奈良市三条大路一丁目六六二―一の一部ほか

二 奈良市から聴取した意見の概要

開発地周辺の住民に対して必要に応じて説明する場を設けるなど、周辺住民の理解を得るよう努めること。

三 縦覧場所

奈良県産業・雇用振興部産業振興総合センター

四 縦覧期間

令和二年三月三日から同年四月三日まで。ただし、奈良県の休日定める条例（平成元年三月奈良県条例第三十二号）第一条第一項に規定する県の休日を除きます。

五 縦覧時間

午前九時から午後五時まで